

# 役員選任規程

## 総則

### (制定趣旨)

第1条 本規程は、(公財)全国高等学校体育連盟自転車競技専門部(以下「専門部」という)規約第13条に基づき、役員選任に関する手続き、ならびに専門部運営組織について定める。

### (目的)

第2条 本規程は、役員の選任を円滑かつ公正に実施し、専門部の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (選出方法)

第3条 各役員の選任は、以下のとおりとする。

- 1 部長 理事会において選任する。  
事務局の円滑な運営を図るため、次の優先順位を原則とする。
  - ①事務局長所属校校長
  - ②事務局長所属都道府県専門部長
  - ③事務局担当地域内の適任者
- 2 副部長 理事会において選出し、全国専門委員長会の承認を得て、部長が委嘱する。  
事務局の円滑な運営を図るため、次のことを原則とする。
  - ①加盟校顧問であり、見識が豊かで十分な経験をもつ者。
  - ②専門部を統括し、専門部の諸事業の育成及び発展に意欲的に寄与できる者。
- 3 理事長 理事長選任規程に基づき選出し、部長が委嘱する。  
副部長を兼ねる。
- 4 副理事長 理事長が理事及び加盟校顧問から指名し、理事会の承認を得て部長が委嘱する。
- 5 常任理事 理事長が加盟校顧問から指名し、部長が委嘱する。  
部会長、部会委員を兼ねる。
- 6 理事 理事長が加盟校顧問から指名し、部長が委嘱する。  
また、部長は、必要あるときには理事会の承認を経て、学識経験者若干名を委嘱できる。
- 7 監事 理事長が加盟校顧問より指名し、部長が委嘱する。

### (規程の変更)

第4条 この規程の変更は、理事会が提案し、全国専門委員長会の決議を必要とする。

### (付則)

平成25年2月17日改訂